

# 宍粟市都市計画マスタープラン 検討資料

## 目次

序章 基本的事項 .....	1
1 都市計画マスタープランの基本的事項 .....	1
2 目標年次と計画範囲 .....	2
第1章 都市の現状と都市づくりの課題 .....	4
1 上位・関連計画 .....	4
2 対象区域の現状、動向 .....	5
3 市民意向 .....	13
4 都市づくりの課題 .....	19
第2章 都市の将来像 .....	24
1 将来像の理念 .....	24
2 都市の将来像 .....	25
3 人口フレーム .....	25
4 将来都市構造 .....	27
5 都市づくりの基本方針 .....	31
第3章 全体構想（分野別方針）	} 次回以降の委員会で検討予定
第4章 地域別構想	
第5章 都市づくりの推進方策	

# 序章 基本的事項

## 1 都市計画マスタープランの基本的事項

### (1) 都市計画マスタープランとは

「都市計画マスタープラン（以下、「都市マス」という。）」とは、都市計画法に規定される「市町村の都市計画に関する基本的な方針」です。

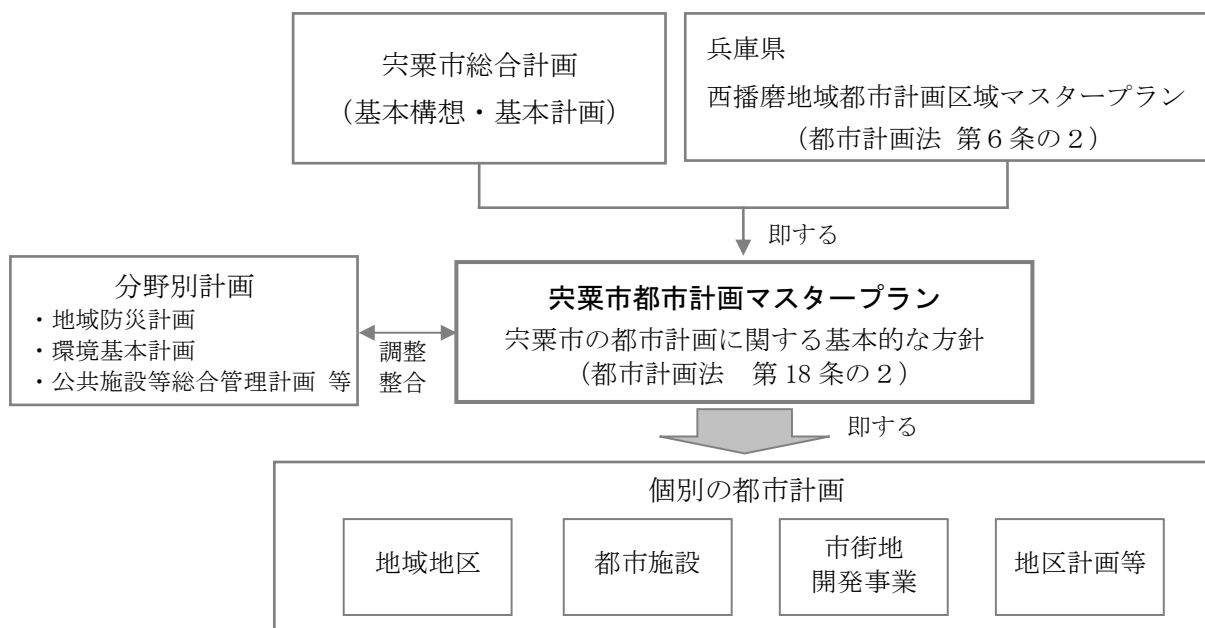
宍粟市の最上位計画である「宍粟市総合計画（以下、「総合計画」という。）」に基づき、都市計画区域におけるより具体的な都市づくりの方針を定めるものが都市マスです。

具体的な都市計画の決定や、土地利用、開発行為等の規制誘導、地域のまちづくりの推進などの取組みは、この都市マスに基づいて進められます。

### (2) 都市マスの位置づけ

都市マスの位置づけは下図の通りです。

都市マスは、宍粟市のまちづくりにかかるすべての計画の基本となる総合計画及び兵庫県西播磨地域都市計画区域マスタープラン（山崎都市計画区域における土地利用や主要な都市計画の決定の方針などを体系的、総合的に示す「山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」）に即して定めることとされています。



### (3) 策定の背景

平成4年に社会の国際化・高度情報化等により産業構造の変化、高齢化・核家族化等による社会構造の変化が進展し、その一方で、ゆとりと豊かさを求めるなどライフスタイルも高度化・多様化してきたことから「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設され、市町村自らが住民の参加のもと、都市の将来像や都市づくりの目標・課題、都市施設の整備方針、地域ごとの将来あるべき姿、実現に向けた方策を定めることとなりました。

これを受け山崎町では、平成10年3月に「人が集う（であう）まち/自然とふれあえるまち/快

適に暮らせるまち/安心・安全なまち「活気と潤いのある、住みよい田園文化都市の形成」を基本理念とする山崎都市計画マスタープランを策定しました。

その後、山崎都市計画マスタープランは策定から20年が経過し、山崎都市計画区域を含む山崎町が、一宮町、波賀町、千種町と合併して宍粟市が誕生するとともに、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、人々の生活ニーズの多様化、都市計画の見直し、厳しさを増す財政状況など都市（まち）を取り巻く状況は大きく変化し、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、高齢者や障がい者、外国人等、誰もが暮らしやすく活動できるまちづくりを進める必要性が高まっています。

平成28年3月に兵庫県においては、平成32年を目標とする「西播磨地域都市計画区域マスタープラン 山崎都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」が改定され、本市においては目標年次が平成37年の「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」を将来像の理念とする「第2次宍粟市総合計画」を策定しました。

これらを踏まえ、次世代につなぐ宍粟市の実現に向けた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、山崎都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

## 2 目標年次と計画範囲

### (1) 計画期間

都市マスは、おおむね20年先の都市の姿を見据えながら、今後10年間で優先的に整備するものを整備の目標として示すことが望ましいとされています。計画には土地利用や都市基盤施設、地域のまちづくりの方針などを定めていますが、いずれも実現するには相当程度の時間を要するものばかりで、長期的な視点を持って継続的に取り組むことが求められます。

このため、次期都市マスで示す都市づくり・まちづくりの方針は、20年先の、2040年頃の都市の姿を展望する中で、策定から10年後の令和12年（2030年）を目標年次とします。

### (2) 計画範囲

都市マスは、原則として都市計画区域を対象に策定するものです。宍粟市には山崎都市計画区域が含まれるため、この山崎都市計画区域を計画範囲とします。

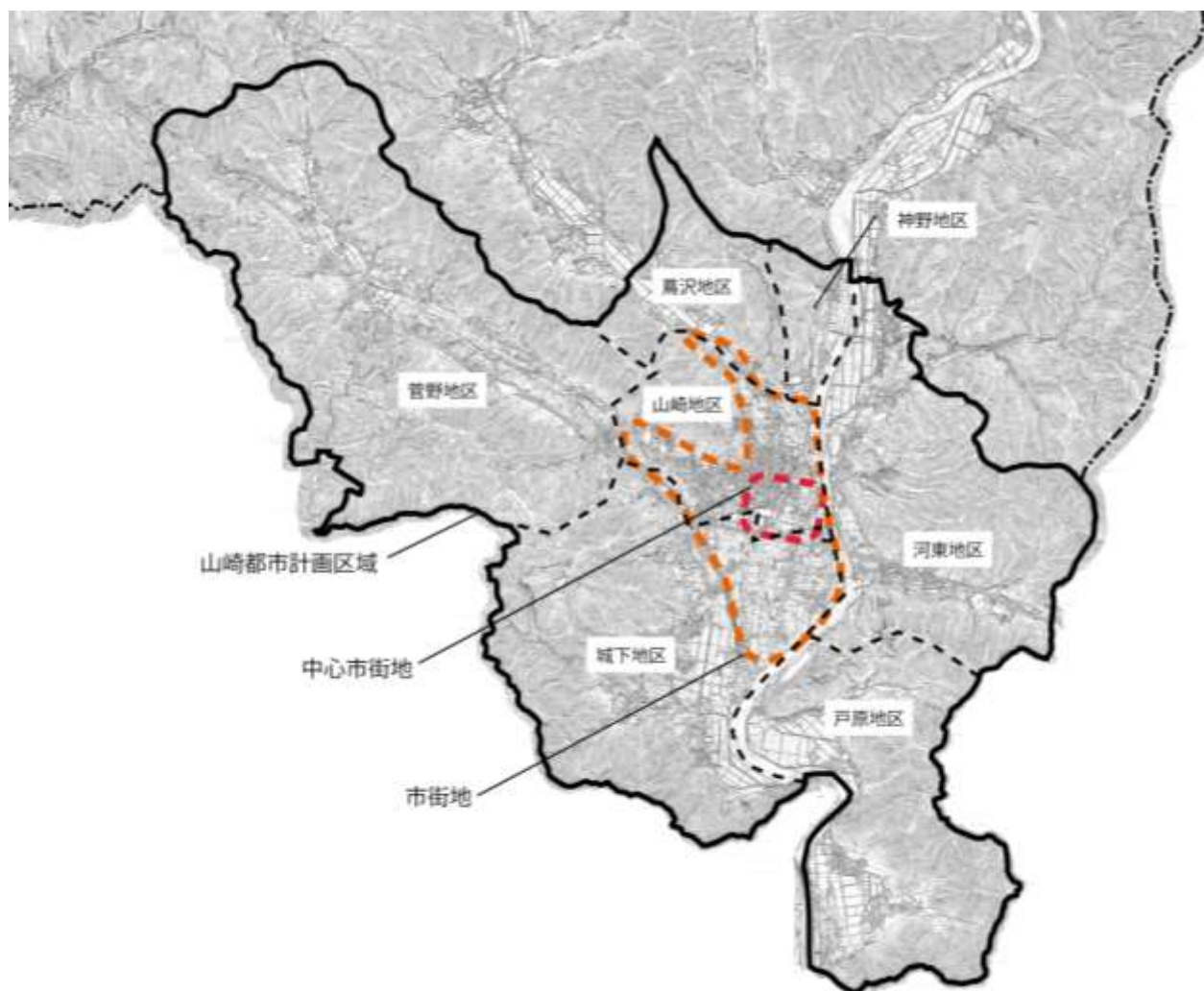
#### ※用語の定義

本計画における「中心市街地」と「市街地」は以下のとおり定義します。

中心市街地	市役所をはじめ、行政・公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務など様々な都市機能が集積する範囲。
市街地	中国自動車の山崎インターを中心として住宅や商業・業務施設、工場等が建ち並ぶエリアで、概ね用途地域の指定されている範囲。

また、山崎地区とは山崎町の範囲ではなく、山崎都市計画区域に含まれる7つの地区の一つである山崎地区のことを指します。

図 山崎都市計画区域等の位置



# 第1章 都市の現状と都市づくりの課題

## 1 上位・関連計画

### (1) 宍粟市総合計画（平成28（2016）年3月策定）

○計画期間

- ・基本構想：平成28年度～37年度
- ・前期基本計画：平成28年度～32年度

○宍粟市の最重要課題

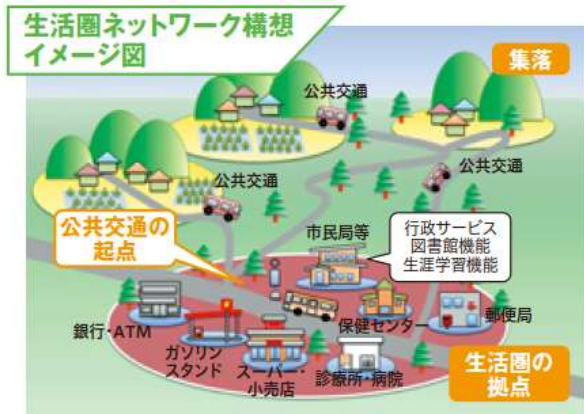
- ・人口減少対策

○将来像の理念

- ・人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

○将来の都市構造

- ・生活圏ネットワーク構想
- ・人口流出抑制のダム機能
- ・公共交通のネットワーク化



### (2) 宍粟市人口ビジョン（平成27（2015）年12月策定）

○対象期間

- ・平成72年（2060年）

○人口の将来展望

- ・平成72年（2060年）の人口33,000人をめざす

### (3) 宍粟市地域創生総合戦略～<sup>もり</sup>森林から<sup>ほじ</sup>創まる地域創生～（平成27（2015）年12月策定）

○総合戦略の期間

- ・平成27年度（2015年度）から平成31年度（2019年度）までの5年間

○定住促進重点戦略

- ・【住む】集落・地域の活性化と宍粟市への移住支援
- ・【働く】雇用の創出と就職支援
- ・【産み育てる】少子化対策
- ・【まちの魅力】選ばれるまちづくり

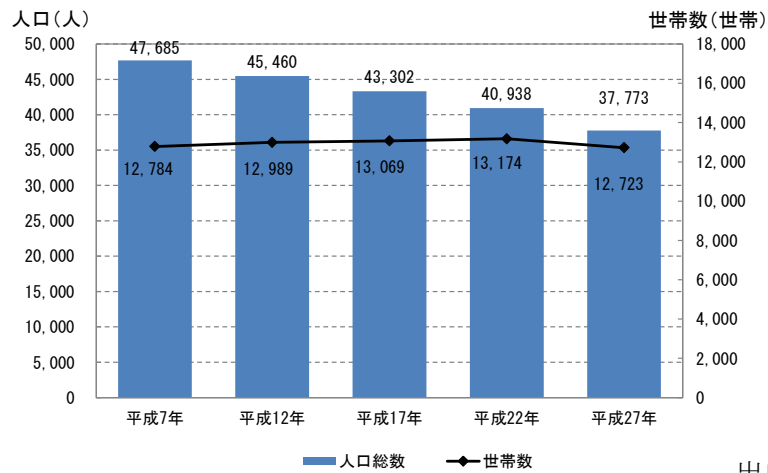
令和元年度までの計画であるため、改定後に差し替え予定



### (3) 人口・世帯数

- ・平成 27 年時点で宍粟市の人口は 37,773 人、世帯数は 12,723 世帯であり、人口は減少傾向にあります。
- ・世帯数は増加が続いていましたが、平成 22 年から平成 27 年にかけては減少に転じました。
- ・平成 30 年の山崎都市計画区域の人口は約 17,600 人で宍粟市の人口の 5 割弱を占めており、用途地域内外ともに減少傾向にありますが、都市計画区域外はより強い減少傾向にあります。

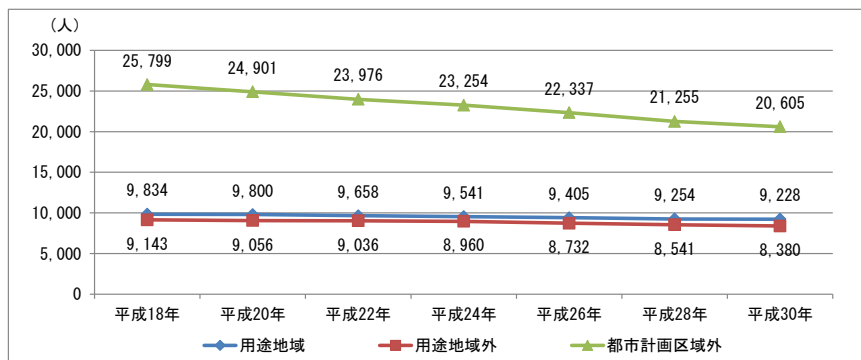
図 宍粟市の人口の推移



出典 国勢調査

図 地区別人口の推移

図 山崎都市計画区域及び都市計画区域外の人口の推移※



出典 住民基本台帳

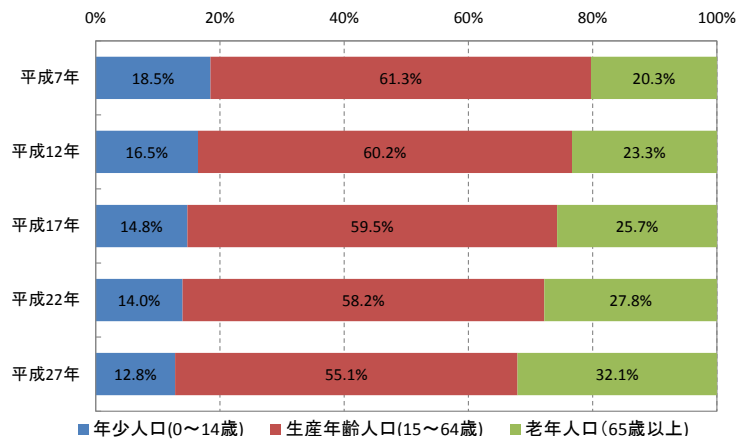
※山崎都市計画区域及び都市計画区域外の人口の推移は行政区単位で集計しており、一つの行政区に用途地域内・外が含まれる場合は人口を二等分している。

### (4) 年齢構成別人口

- ・本市の年齢 3 区分別人口の構成比は、平成 27 年時点で、年少人口が 12.8%、生産年齢人口が 55.1%、老年人口が 32.1%となっています。
- ・町別の年齢構成比をみると、波賀町、千種町では老年人口比率が 39%以上となっており、特に高齢化が進んでいます。



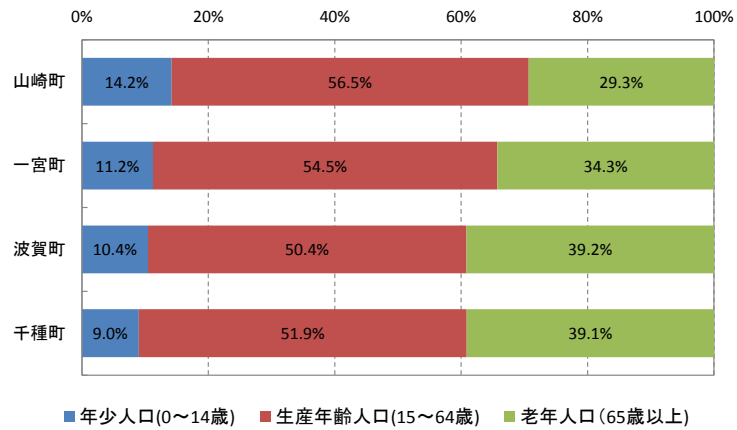
図 宍粟市の年齢3区分別人口構成比の推移



※四捨五入により合計が100.0%とならないことがある。

出典 国勢調査

図 町別年齢3区分別人口構成比（平成27年）

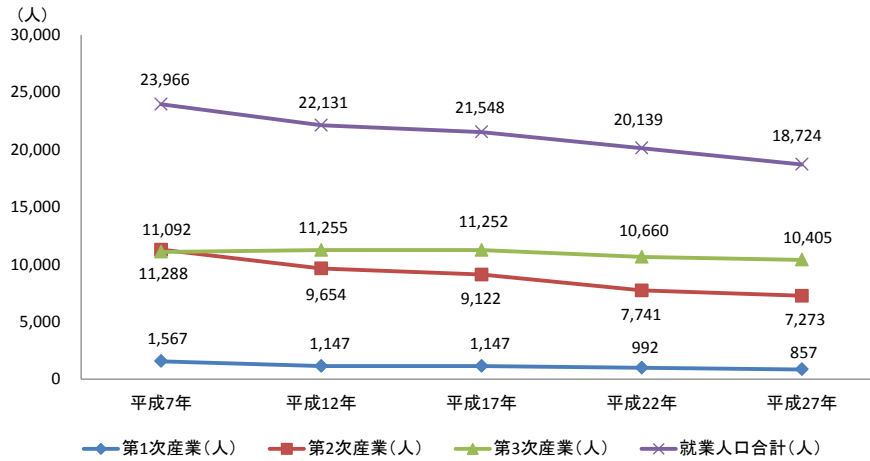


出典 国勢調査

### (5) 産業

- ・本市で就業する就業人口総数は、平成27年で18,724人となっており、平成7年以降減少傾向にあります。
- ・産業3分類別の就業者人口は第1次産業・第2次産業は減少傾向、第3次産業は増加傾向にあります。

図 宍粟市の産業分類別就業人口の推移

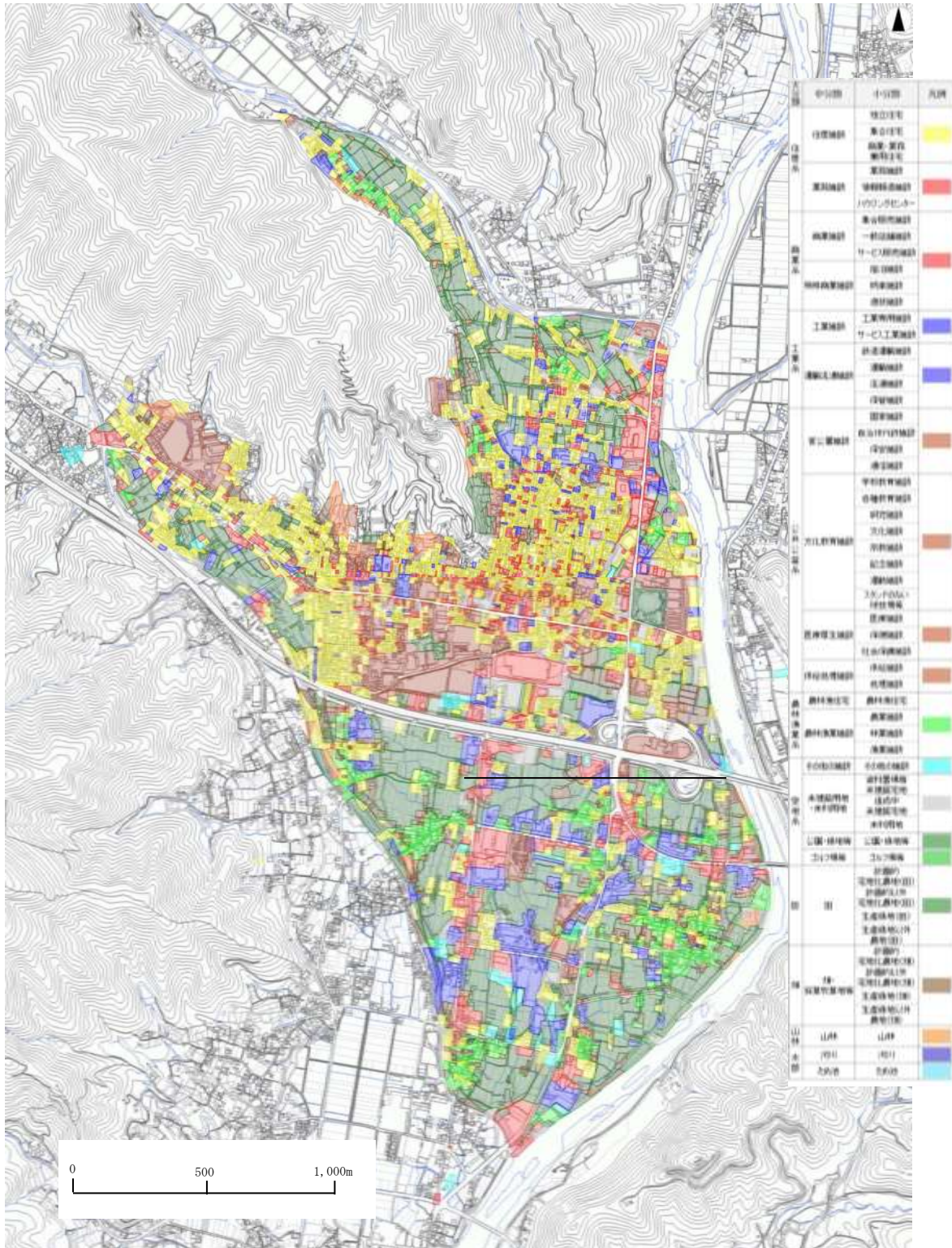


出典 国勢調査

### (6) 土地利用

- ・山崎都市計画区域の用途地域指定のあるエリアで、山崎インターの北側は市街地が形成されており、住宅地となっているほか、幹線道路沿い等に商業施設、業務施設等が立地しています。
- ・山崎インターの南側の市街地では、道路沿道に工場や住宅等が立地していますが、接道条件が整わないところでは農地が残り、市街化が進まず土地利用が混在している状況です。
- ・用途地域指定がされていないエリアは農地、山林等となっています。

図 土地利用現況（平成 26 年）



出典 宍粟市資料

### (7) 法規制状況

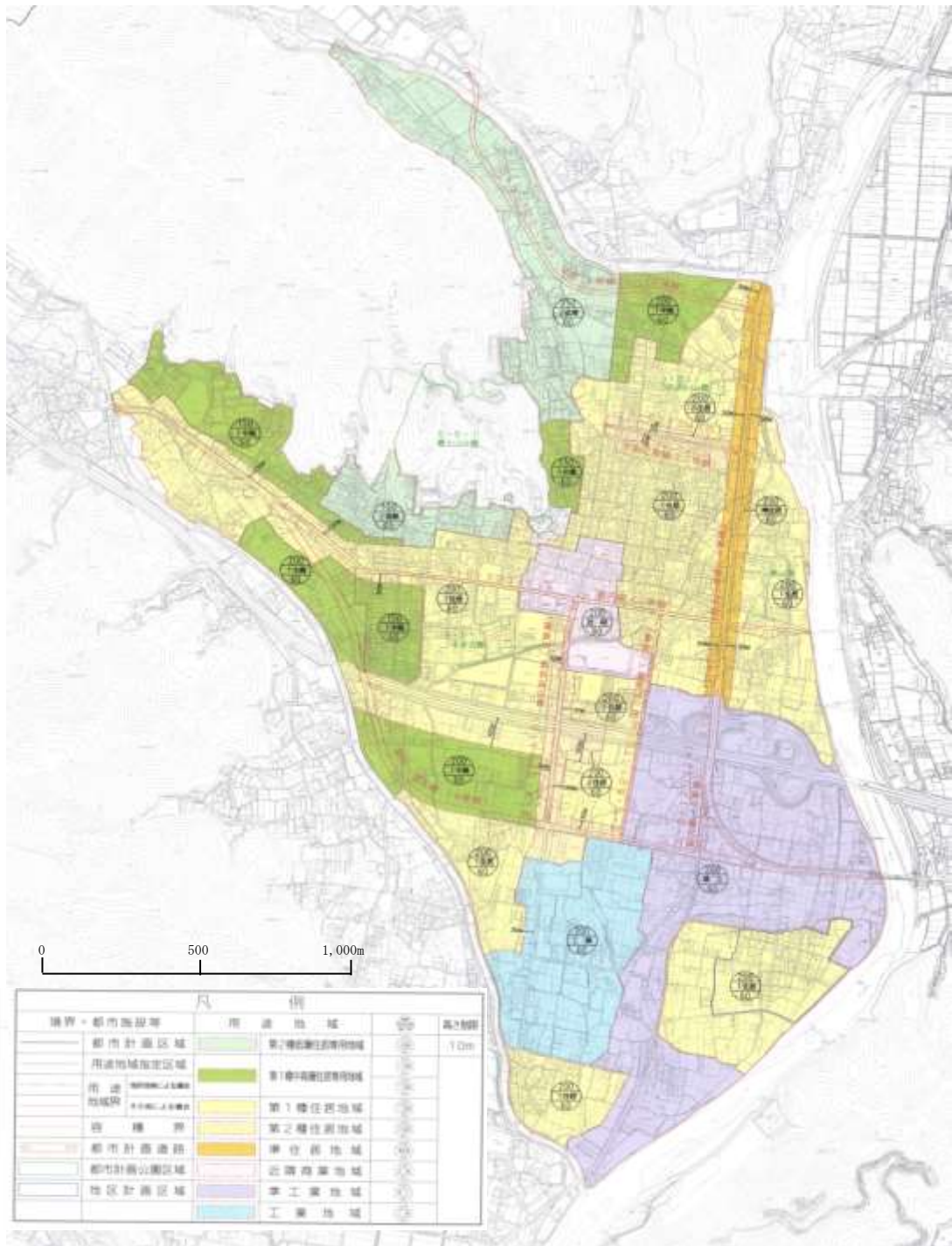
- ・山崎都市計画区域は、既成市街地又は市街化を図る区域である「市街化区域」や市街化を抑制する「市街化調整区域」の区分は定められていません。
- ・建築物の用途等の制限対象となる用途地域は、399haが指定されており、最も面積が広い第1種住居地域を含め住居系用途地域が約72%を占めています。
- ・地区計画は野地区の1地区で指定されており、住宅地区として農業、商業、軽工業機能が調和した良好な都市環境の保全、形成が図られています。

表 用途地域の指定面積

用途地域	面積(ha)	比率(%)
第2種低層住居専用地域	41	10.3
第1種中高層住居専用地域	52	13.0
第1種住居地域	168	42.1
第2種住居地域	13	3.3
準住居地域	12	3.0
近隣商業地域	12	3.0
準工業地域	73	18.3
工業地域	28	7.0
計	399	100.0

出典 都市計画現況調査

図 山崎都市画総括図（用途地域指定のあるエリアの拡大図）

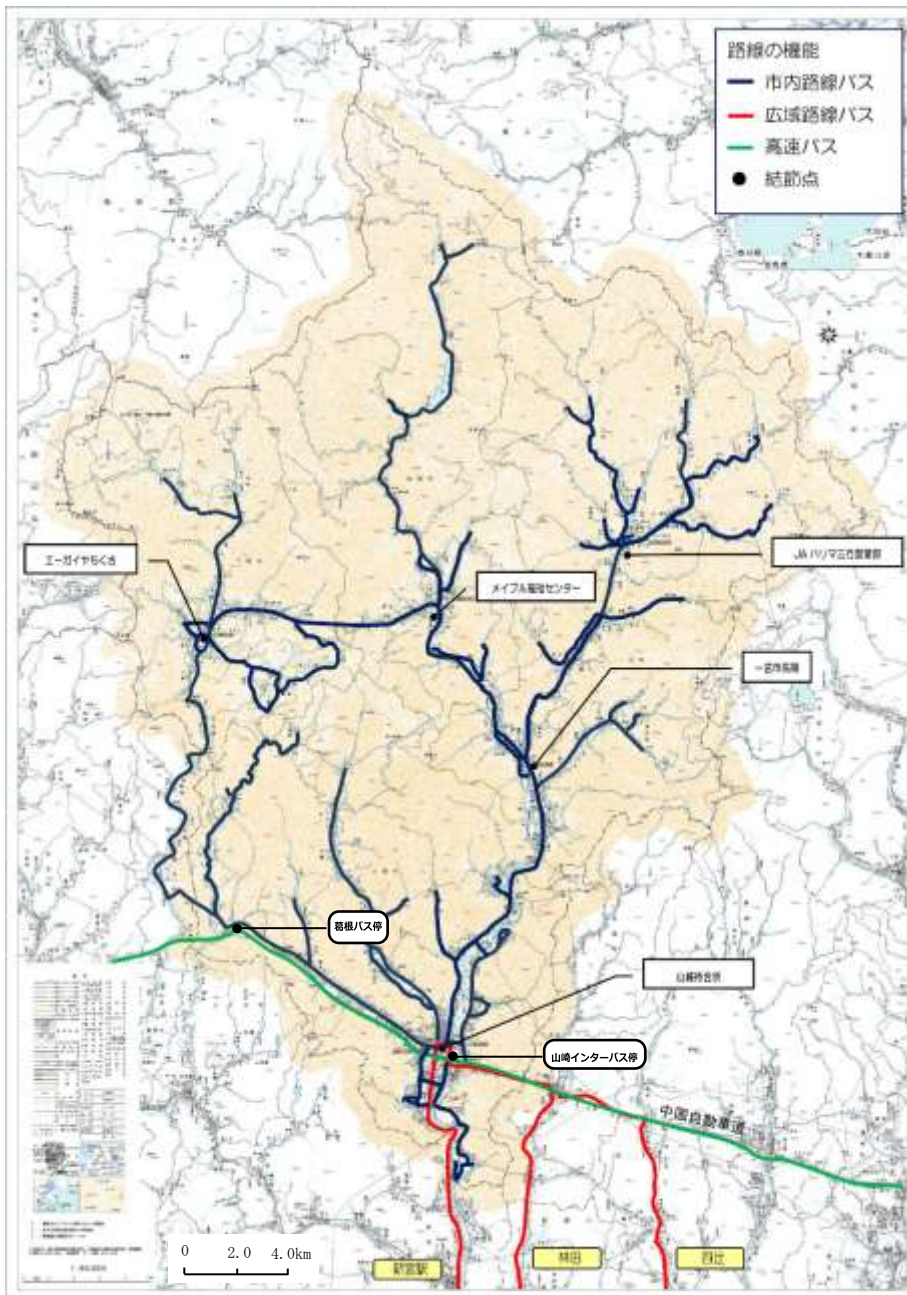


出典 宍粟市都市計画総括図

## (8) 都市交通

- ・本市の公共交通は、神姫バス(株)、(株)ウエスト神姫及び篠陽タクシー(有)が運行する路線バスと(株)ウエスト神姫が運行する高速バスがあります。
- ・広域都市間交通としては、中国自動車道を運行経路とする高速バスがあり、山崎待合所と神戸三宮と直接結ぶバスのほか、中国自動車道上では、「山崎インター」バス停、本市西端にある「葛根」バス停と新大阪駅・大阪駅、京都駅、岡山県の津山市方面を結ぶバスが運行されています。
- ・市内では1回の乗車運賃が定額 200 円の路線バスが、(株)ウエスト神姫、篠陽タクシー(有)によって運行されており、公共交通空白地が解消されています。
- ・市内から市外へのバスの乗り継ぎは、山崎待合所を拠点として行われており、この待合所が交通の結節点としての役割を果たしています。

図 公共交通路線図



路線バス

出典 実栗市資料

### 3 市民意向

#### (1) 調査概要

調査の目的	宍粟市都市計画マスタープランの改定にあたり、宍粟市の将来のまちづくり、お住まいの地域の状況などに関する市民の思いや考え方を伺い、その基礎資料とするために実施した。
調査地域	山崎都市計画区域に含まれる以下の地区 ・山崎、城下、戸原の全域 ・河東地域、神野地域、蔦沢地域、菅野地域の一部
調査対象	山崎都市計画区域に在住の18歳以上の方2,000人
調査方法	郵送配布・郵送回収
調査期間	平成31年2月1日発送、2月15日締切 ※2月22日到着分まで集計対象とした。
調査項目	1. お住まいの地域について 2. お住まいの地域でのふだんの暮らしの様子について 3. まちの将来像について 4. 今後の居留意向について 5. 身近な地域のコミュニティ活動について 6. 回答者属性
配布・回収状況	配布数 2,000通 回収数 985通 回収率 49.2% 集計対象数 958通（平成31年2月22日までに回収したもの）
留意点	集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを示している。したがって、数値の合計が100.0%にならない場合がある。 回答の比率（%）は、その質問の回答者数を基数として算出している。したがって、複数回答の設問はすべての比率を合計すると100.0%を超えることがある。 設問指示に従わない回答（単数回答の設問に複数回答しているなど）は無効としている。

(2) 調査結果 (一部抜粋)

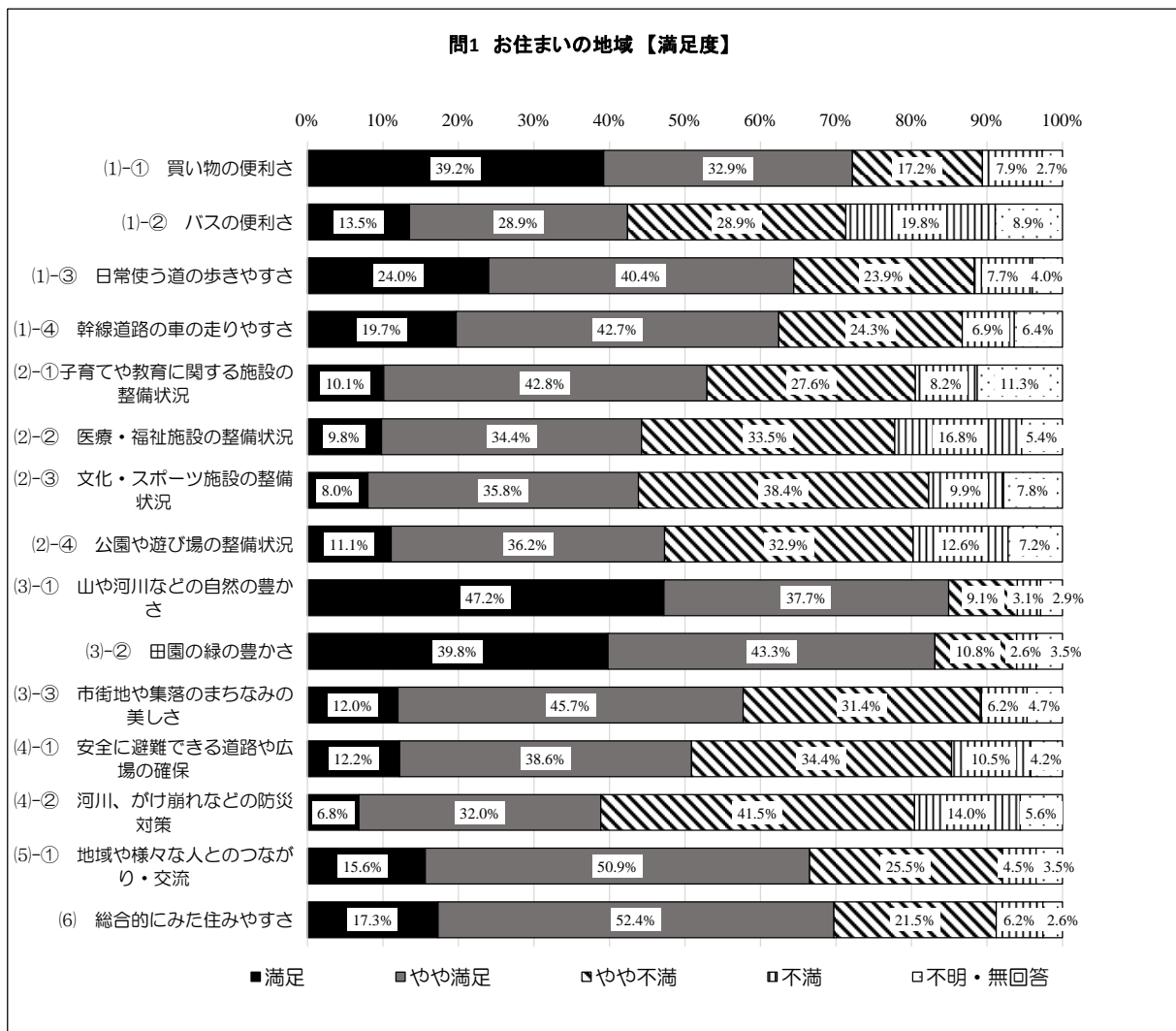
問 現在あなたが住まいの地域※に関する以下の項目について満足されていますか。また、その項目は今後の宍粟市のまちづくりにおいて重要だと思いますか。

【満足度と重要度についてそれぞれの評価項目ごとに1つずつ番号に○】

※ここでの「住まいの地域」とは、山崎地域、城下地域、戸原地域、河東地域、神野地域、蔦沢地域、菅野地域の中であなたが住まいの地域のことです。

※グラフの「平均」は、満足度については、選択肢の「満足」=3点、「やや満足」=1点、「やや不満」=-1点、「不満」=-3点、重要度については、選択肢の「重要である」=3点、「やや重要」=1点、「あまり重要でない」=-1点、「重要でない」=-3点、として平均値を出したものである。

【満足度】

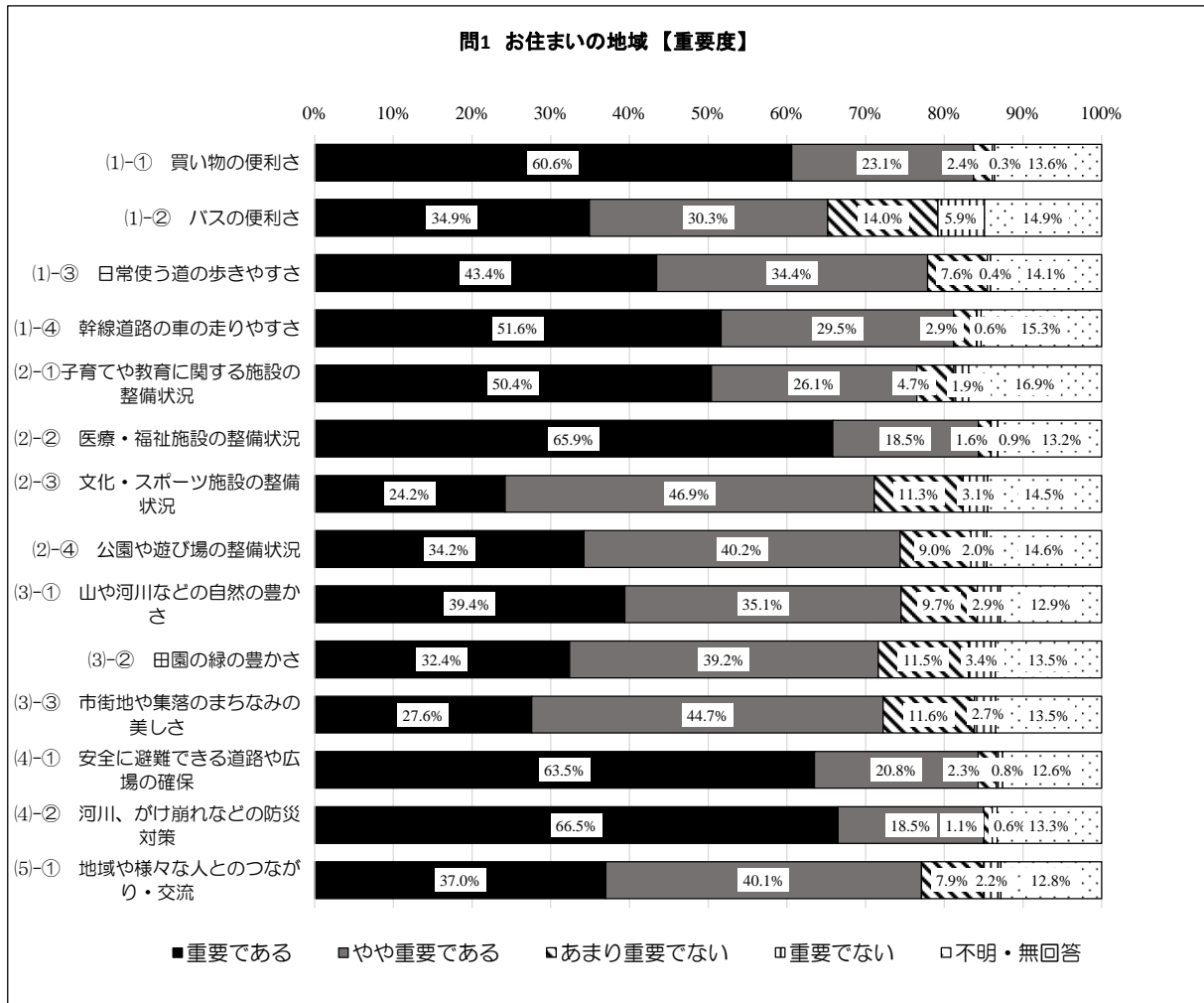


「満足」と「やや満足」の合計が多いのは、「(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ」「(3)-② 田園の緑豊かさ」「(1)-① 買い物の便利さ」などです。逆に、「不満」と「やや不満」の合計が多いのは、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」「(1)-② バスの便利さ」などです。

自然や緑の豊かさ、買物の便利さは満足できているものの、災害への対策や公共交通や公共施設の整備に関しては、満足できていないと考えられます。



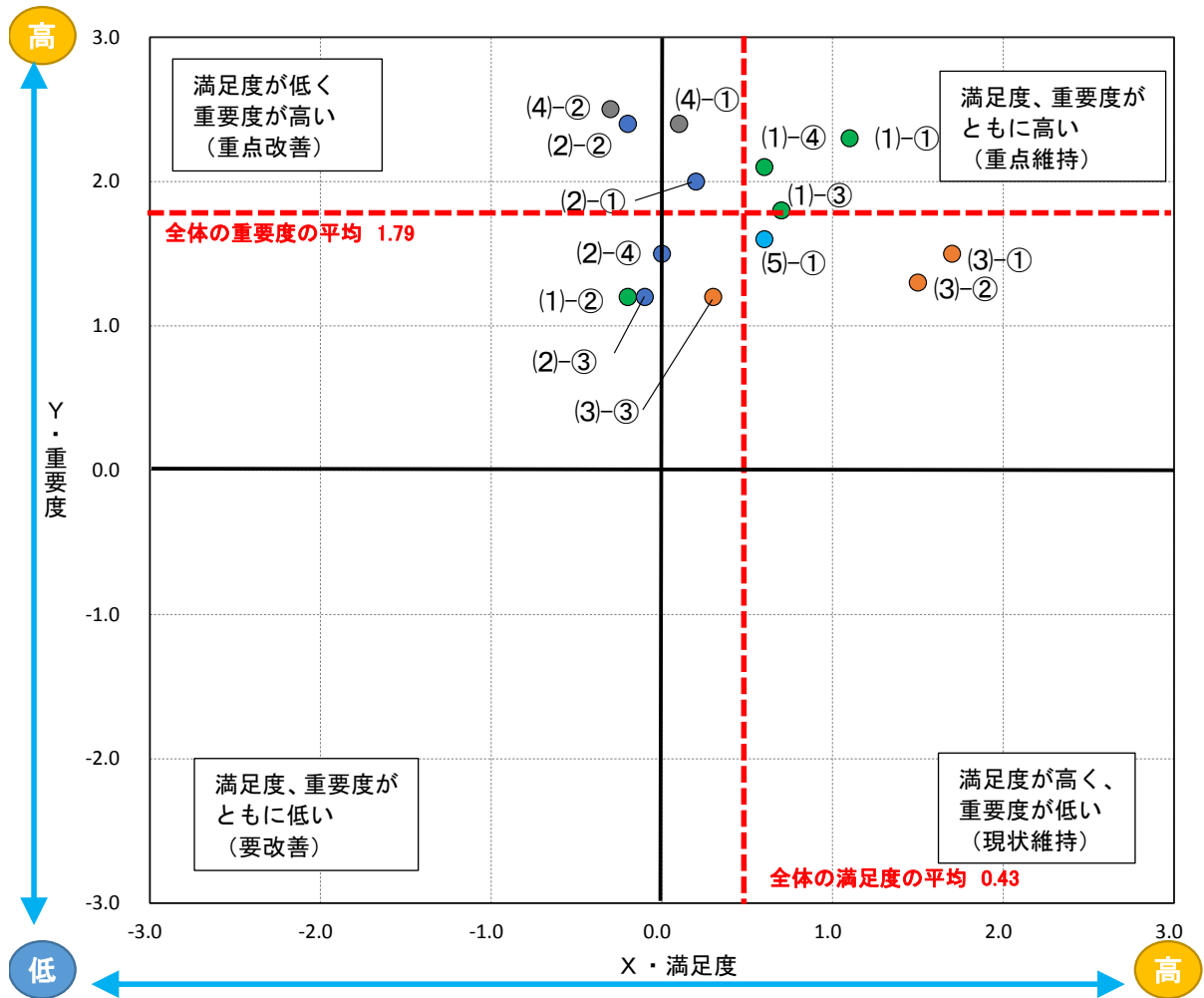
【重要度】



「重要である」と「やや重要である」の合計多いのは、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」「(4)-① 安全に避難できる道路や広場の確保」「(1)-① 買い物の便利さ」などです。逆に、「重要でない」と「あまり重要でない」の合計が最も多いのは、「(1)-① バスの便利さ」ですが、すべての項目で「重要である」と「やや重要である」の合計が「重要でない」と「あまり重要でない」の合計より多くなっていることから、多くの市民がこれらの項目に対し重要であると考えています。

### 【満足度×重要度】

お住まいの地域に関する各項目の満足度・重要度の評価について、先に算出した平均値による散布図を作成しました。



	満足度	重要度
(1)-① 買い物の便利さ	1.10	2.30
(1)-② バスの便利さ	-0.20	1.20
(1)-③ 日常使う道の歩きやすさ	0.70	1.80
(1)-④ 幹線道路の車の走りやすさ	0.60	2.10
(2)-① 子育てや教育に関する施設の整備状況	0.20	2.00
(2)-② 医療・福祉施設の整備状況	-0.20	2.40
(2)-③ 文化・スポーツ施設の整備状況	-0.10	1.20
(2)-④ 公園や遊び場の整備状況	0.00	1.50
(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ	1.70	1.50
(3)-② 田園の緑の豊かさ	1.50	1.30
(3)-③ 市街地や集落のまちなみの美しさ	0.30	1.20
(4)-① 安全に避難できる道路や広場の確保	0.10	2.40
(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策	-0.30	2.50
(5)-① 地域や様々な人とのつながり・交流	0.60	1.60
平均点	0.43	1.79

散布図は、右に行くほどお住まいの地域に対する各項目の満足度が高く、上に行くほど重要度が高くなっています。

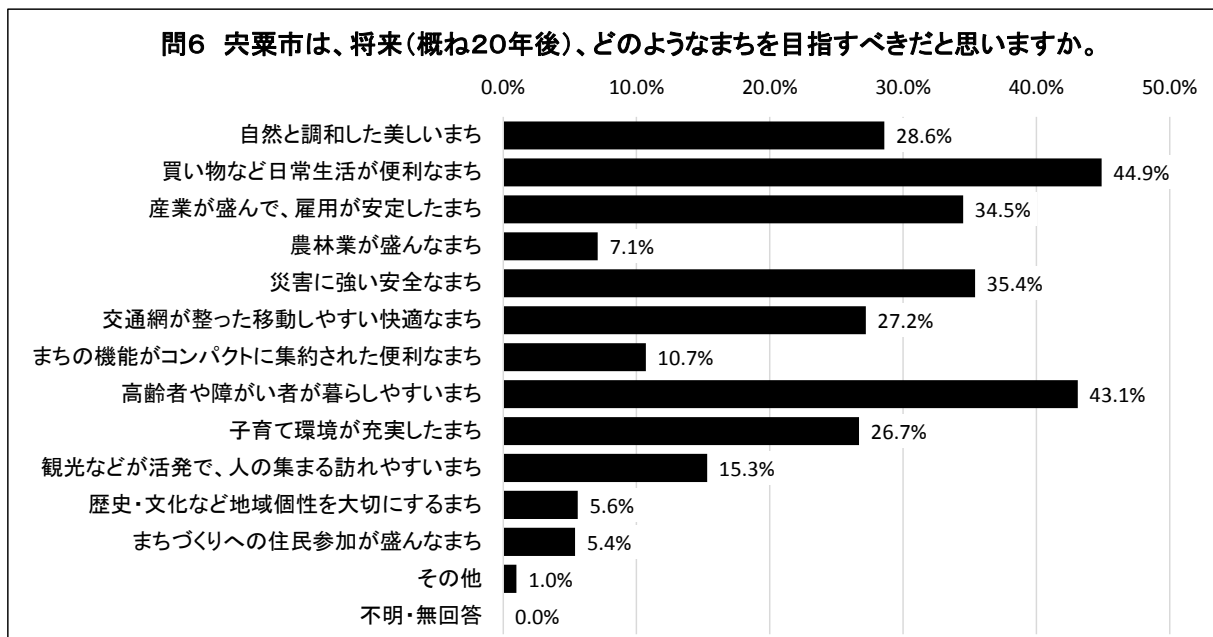
全体の満足度の平均は 0.43 で、重要度の平均は 1.79 でした。

多くの市民がすべての項目に対し重要度が高いと考えています。その中でも「(1)-② バスの便利さ」、「(2)-② 医療・福祉施設の整備状況」、「(2)-③ 文化・スポーツ施設の整備状況」、「(2)-④ 公園や遊び場の整備状況」、「(4)-② 河川、がけ崩れなどの防災対策」については、重要度は高いが満足度が低いことから重点的な改善が必要と考えられます。

また、「(3)-① 山や河川などの自然の豊かさ」、「(3)-② 田園の緑の豊かさ」、「(1)-① 買い物の便利さ」、「(1)-③ 日常使う道の歩きやすさ」、「(1)-④ 幹線道路の走りやすさ」、「(5)-① 地域や様々な人とのつながり・交流」については、満足度も高いことから今後も今の状態を維持していくことが必要と考えられます。

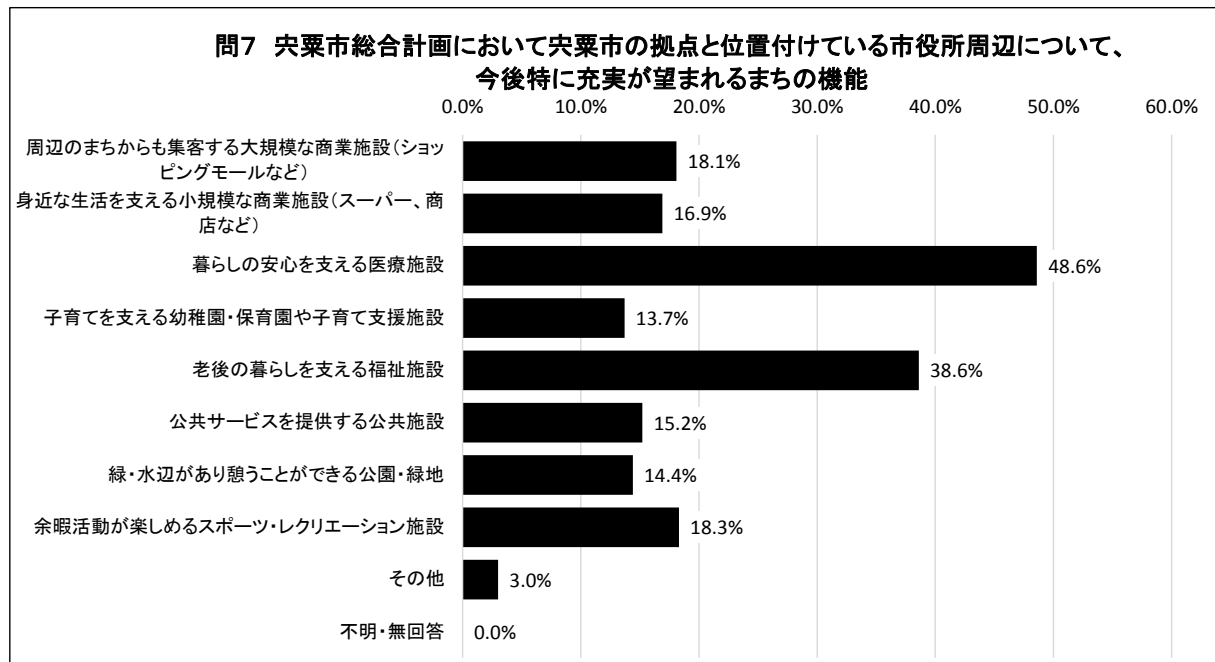
問 宍粟市は、将来（概ね 20 年後）、どのようなまちをめざすべきだと思いますか。

【3つまで〇】



全体で多く支持されたのは「買い物など日常生活が便利なまち」の 44.9%で、「高齢者や障がい者が暮らしやすいまち」が 43.1%、「災害に強い安全なまち」が 35.4%で続いています。

問 宍粟市総合計画において宍粟市の拠点と位置付けている市役所周辺について、今後特に充実が望まれるまちの機能をお答えください。【2つまで〇】



全体で多く支持されたのは、「暮らしの安心を支える医療施設」の48.6%で、「老後の暮らしを支える福祉施設」が38.6%と続いています。

## 4 都市づくりの課題

宍粟市の現状・動向や上位計画等を踏まえると、今後の都市計画区域の都市づくりにおいては、以下の課題に対応していく必要があります。

### (1) 人口減少・少子高齢化への対応

#### <現状>

宍粟市の人口は減少が続いており、平成27年では約3.8万人となっています。世帯数は増加が続いていましたが、平成22年から平成27年にかけて減少しており、一世帯あたりの人員は平成7年で3.7人だったのが平成27年には3.0人に減少しました。高齢化率は平成7年で20.3%から平成27年で32.1%となり、核家族化・少子高齢化が確実に進んでいます。

こうした人口の減少、世帯の小規模化、高齢化等の傾向は今後も続いていくものと予想されており、20年後の令和22年には人口は約2.2万人、高齢化率は47.3%となると推計されています。

山崎都市計画区域における人口も平成20年で約1.9万人、平成30年で約1.7万人と減少していますが、全市と比べるとその傾向は緩やかです。

#### <課題>

- 宍粟市における「人口流出抑制の第2のダム」として機能するよう、都市機能の充実や良好な居住環境形成等を図っていく必要があります。
- 公共施設、都市施設等については、必要な整備を行うとともに、長寿命化を図るなど既存のもの活用を図っていくストックマネジメントを重視していくことが必要です。
- 高齢者の増加や通学手段の確保等の観点等から都市機能が集積する市街地内や市街地と周辺集落等との移動の利便性を確保するため、公共交通ネットワークの維持が求められます。
- 公共施設、都市施設等のユニバーサルデザイン化など全ての人々が安心して生活できる環境づくりが必要です。
- 人口減少・高齢化が著しい集落においても、日常生活に必要な生活サービス機能の維持が求められます。
- 地域コミュニティにおいては、地域組織の担い手不足などによるコミュニティの弱体化への対応が必要です。
- 将来的に厳しい財政状況が見込まれる中、税収増につながる人口増加に向けたまちづくりを進めるとともに、各種の事業の実施にあたっては、その費用対効果を見極めつつ効率的に進めていくことが必要です。

### (2) 都市のにぎわいと活力の創出

#### <現状>

山崎インター周辺においては、市役所をはじめ、行政・公共サービス、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などが立地しており、本市の中心市街地が形成されています。山崎インター南側の市街地では、高速道路へのアクセスの良さを活かした工場等が立地しており、本市の自立性と成長力を支える産業集積拠点の形成が期待されていますが、接道条件が整わないところで農地が

残り、土地利用が混在している状況です。用途地域指定がされていないエリアは農地や山林が多くなっています。

市街地やその周辺には城跡や社寺などの歴史的文化的資源や国見の森公園や最上山公園があり、本市の魅力を高める要素となっています。

#### <課題>

- 様々な都市機能が集積している中心市街地では、都市機能の充実や中心拠点としての魅力の向上などによるまちのにぎわい創出と利便性向上が必要です。
- 山崎インター周辺においてはその立地特性を踏まえ、来訪者用の駐車場整備や土地利用の促進に向けた道路基盤等のインフラの充実が求められます。
- 自然、歴史的文化的資源等の観光的な活用等によって市内外の連携・交流活動を促進するとともに、市内経済の活力創出につなげていく必要があります。

### (3) 都市機能の分担と連携強化

#### <現状>

本市の行政機能としては、宍粟市役所のほか一宮、波賀、千種に市民局が立地しています。

中心市街地には、市役所や防災センター、文化会館などの公共施設のほか大型商業施設も立地しており、全市的な都市機能が集積しています。

各市民局周辺にも小規模な商業施設や福祉サービス施設など一定の生活サービス機能の集積が見られます。

#### <課題>

- 人口減少・少子高齢化の進行や財政状況の悪化などの社会環境が大きく変化する中において、持続可能な地域を実現するには、全市的な都市機能と生活に身近な生活サービス機能の適切な役割分担と連携強化により、効率的な都市サービスを提供していく必要があります。
- 中心市街地においては、市の拠点としての全市的な都市機能の集積、強化を図っていく必要があります。
- 市街地以外では、居住場所に限らず誰もが住み慣れた地域で暮らし続けられるように生活サービス機能の確保が求められます。
- 住民の日常生活や経済活動が広域化し、住民ニーズが多様化・高度化する中では、民間活力の導入や周辺市町、播磨圏域連携中枢都市圏などとの機能分担や機能連携を検討する必要があります。
- 公共施設に関しては、社会環境や市民ニーズの変化に対応するため、公共施設等総合管理計画に基づき、施設の統廃合や再配置、有効活用、維持管理等を進めていく必要があります。

### (4) 地域特性に応じた土地利用

#### <現状>

宍粟市の都市計画区域の土地利用は、市街地が広がる盆地と、その周囲の集落を含む農地、山林に分類できます。

山崎インター付近を中心に市街地が形成されており、北側は住宅や商業・業務施設、公共施設、南側は農地や工場、商業・業務施設が多く立地しています。用途地域界の縁辺部や用途地域指定がされていない都市計画区域では、農地が多く残っていますが、最近では耕作放棄地や太陽光パネルが増加しています。

かつて、城下山田地区では土地区画整理事業が決定されていましたが、平成 27 年に社会経済情勢や土地利用の状況等を踏まえ長期未着手となっていた部分は廃止になりました。

空き家は増加しており、市全体の空き家は、平成 25 年時点で 1,211 件（市調査）となっています。

城下地区の工場跡地において、市内の医療機関の中核である公立宍粟総合病院の移転新築が構想されています。

#### <課題>

- 市街地とその周囲の農地、山林という枠組みにおいて、それぞれの地域の特性を活かしながら、市の魅力や利便性を高めていく土地利用が必要です。
- 市街地については、中心市街地のにぎわいづくりや工場・事業所の操業環境づくりと土地利用の促進など地区の特性に応じた市街地環境の形成が必要です。
- 住宅地については、「人口流出抑制の第 2 のダム」として機能するよう安全・安心で良好な住環境の形成に向けて、空き家対策や日常生活機能の維持、生活基盤の充実、コミュニティの育成などが必要です。
- 農地、山林と集落については、農林業の生産環境や集落環境の維持・保全と観光・交流等の振興に資する土地利用、森林の緑豊かな自然環境の保全と活用、農地の耕作放棄地対策が必要です。
- 移転が予定されている公立宍粟総合病院については、市内各地からの新病院予定地へのアクセスや周辺のまちづくりを検討していくことが必要です。また、移転後の跡地についても活用を検討していくことが必要です。

### **（５）都市基盤・交通ネットワークの整備、維持管理**

#### <現状>

国道、県道を軸とした道路網が形成されていますが、橋梁など一部施設の老朽化が進んでいます。都市計画道路は 8 路線が指定されていますが、整備済みは一部にとどまっています。下水道はほぼ 100%整備済みで、都市計画公園は一部未供用となっている最上山公園以外は整備済みです。

中国自動車道と連絡する形で姫路鳥取自動車道の整備が進められています。

交通ネットワークとしては、大阪・京都、津山方面、神戸三宮方面とを結ぶ中国自動車道を利用した高速バスが運行されているほか、宍粟市内および周辺市とを結ぶ路線バスが運行されています。山崎インターの近くには駐車場が確保されており、自家用車と高速バスを利用するパークアンドライドが実施されています。

市内では定額の路線バスが運行されており、交通空白地はありません。

#### <課題>

- 都市基盤については、必要な整備を進めるとともに、老朽化対策を含めた適切な維持管理を効率的・効果的に進めていく必要があります。
- 公園については、憩いや子どもの遊び場だけでなく、防災や観光、地域コミュニティ活動など様々な観点から積極的に活用していく必要があります。
- 拠点における都市機能の利便性向上や集落の持続性確保の観点から、拠点間や拠点と集落を結ぶ交通ネットワークを維持・充実していく必要があります。

### (6) 自然資源と歴史的文化的資源の保全・活用

#### <現状>

宍粟市は市域の多くを山林が占めており、都市計画区域においても山林のほか、公園・緑地、農地、河川などの個性豊かな自然環境も豊富に存在しています。これらの自然環境は身近に自然に触れられる場や、自然豊かな住環境を形成するだけでなく、二酸化炭素の吸収源や防災、景観形成、観光などの観点からも重要な役割を果たしており、近年、環境問題、自然保護に対する意識が高まる中、環境面での取り組みが求められます。

山崎地区は、城下町として自然豊かな最上山の麓に町家や酒蔵、寺社など、歴史的な町なみ景観が形成されおり、歴史的景観形成地区の指定に向けた取組が進められています。

#### <課題>

- 揖保川等の河川や山林などの自然環境を宍粟市らしい魅力ある地域資源として保全するとともに観光・交流、環境学習等の面から活用していく必要があります。
- 市街地においては、周囲の緑との調和したまちなみ形成を図るとともに、公園・緑地などの緑を身近な緑として維持管理し、潤いある生活環境づくりに活用していく必要があります。
- 公共交通や都市機能配置、ライフスタイルの変革など様々な面からの取り組みを進め、過度に自動車に依存しないで暮らせる低炭素型のまちづくりを進めていく必要があります。
- 山崎地区においては、地域の個性や活力の創出の観点から、伝統的建造物による歴史的なまちなみ景観の保全をするとともに観光面での活用を図っていく必要があります。

### (7) まちの安全・安心の確保

#### <現状>

近年は、兵庫県南部地震や東北地方太平洋沖地震などの大規模な地震が発生し、今後も発生が想定される東南海・南海地震や、市の南部を横断する山崎断層帯地震への備えを充実させ、被害をできるだけ出さず最小限に抑えるような取り組みが求められています。

台風・集中豪雨といった自然災害による被害も多発しており、山裾においては土砂災害警戒区域、揖保川や伊沢川、菅野川の沿川等では浸水想定区域が指定されているほか、市街地や集落では、狭あい道路が残るなど防災面に問題がある地区も存在します。また、少子高齢化の進行により地域防災力の低下と要援護者の増加への対策も危惧されています。



#### <課題>

- 土砂災害の危険な箇所について、避難体制等のソフト対策や急傾斜地対策整備等を進めていく必要があります。
- 河川等の維持・整備などによる治水対策を続けるとともに、堤防の点検を行う等、適切な維持管理を図る必要があります。
- 浸水状況に的確に対応した雨水幹線整備事業や既存排水施設の活用等による効果的な対策を進める必要があります。
- 建築物の耐震対策、狭あい道路の拡幅、老朽化した都市基盤施設の更新などによる災害に強い都市づくりを進めていく必要があります。
- 道路においては、その特性に応じた交通安全対策を進めていく必要があります。
- 市街地や集落においては、道路などの防災空間を確保していく必要があります。
- 市民の防災・減災にかかる意識の向上と、住民主体による防災まちづくりの取り組みが必要です。

### **(8) 市民、事業者、行政による協働のまちづくりの推進**

#### <現状>

平成 23 年に市民の参画と協働による市民自治の実現を通じて宍粟市のまちづくりを進めることを目的として「宍粟市自治基本条例」を制定しました。基本理念の実現に向けて、市民主体、情報共有、市民参画、市民協働の基本原則に基づいてまちづくりを進めることとしております。

都市づくりにおいてもこの条例を踏まえて、市民、事業者、行政が互いに参画し、協働するまちづくりを推進していくことが求められます。

#### <課題>

- 自治基本条例に基づき、市民の参画と協働によるまちづくり活動を促進することが必要です。
- 行政が持つまちづくりに関する情報の公開、市民・活動団体との連携による取り組みの推進が必要で
- 市民の合意に基づいて、それぞれの地域の特性にふさわしいまちづくりを進めていく施策や仕組みづくりが必要です。
- 市民の交流を促進しつつ、地域のまちづくり活動の促進に向けたコミュニティの活性化が必要です。

## 第2章 都市の将来像

### 1 将来像の理念

「将来像の理念」は、都市マスの上位計画である第2次宍粟市総合計画において、次のように定められています。

(第2次宍粟市総合計画、宍粟市の将来像／1. 将来像の理念より)

本市は、県内最高峰の氷ノ山をはじめとする宍粟50名山や、揖保川、千種川の清流といった豊かな自然に恵まれています。また、「宍粟」の地名は、奈良時代に編さんされた「播磨国風土記」に登場するなど歴史は古く、先人たちによって固有の文化や伝統が育まれてきました。

これからのまちづくりは、先人たちがこれまで築き上げた歴史、伝統、文化を継承しつつ、それを魅力ある資源として活かしながら、市民と行政の協働によって、次の世代へとつなぐまちづくりを進めていく必要があります。

第2次総合計画は、第1次総合計画に掲げた「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」の思いを引き継ぎ、さらに時代の潮流を踏まえ発展的に継承します。また、宍粟市民憲章及び宍粟市自治基本条例に定める基本理念を踏まえ、総合計画における将来像を描く理念とします。

#### 人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち

##### ●「人と自然が輝き」とは

市民一人ひとりが、人と人との助け合い支え合い、人と地域とのつながりを大切にすることを通じて、豊かで美しい自然環境を守っていくとともに、資源として活用していくことで、宍粟市の魅力を高めていくことを意味します。

##### ●「みんなで創る」とは

市民一人ひとりがまちづくりの主役であることを自覚し、参画と協働によってまちづくりを進めることを意味します。

##### ●「夢のまち」とは

市民一人ひとりが、「住んで良かった」「いつまでも住み続けたい」と思えるまちを次の世代へつなぐことを意味します。

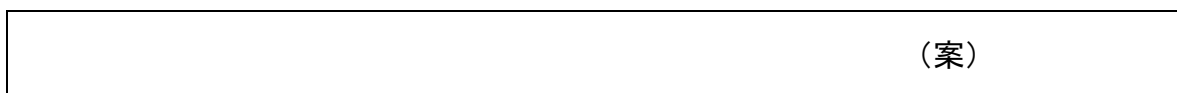
## 2 都市の将来像

先の「将来像の理念」を踏まえ、都市の将来像を設定します。

山崎の都市形成は、かつては山崎城と城下町が造られたことを端緒として発展し、地域独自の歴史・文化が築かれてきました。農林業が盛んで城跡や社寺など豊富な歴史的文化的資源を有するとともに自然にも恵まれた都市です。

山崎都市計画区域の都市づくりは、先人が築き上げてきたこのまちを自然や歴史から学びつつ、さらに磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えるであろう課題の解決を図り、地域特性を活かした魅力的で住みたい・住み続けたいまちをめざすものです。

将来像の理念である「人と自然が輝き みんなで創る 夢のまち」に基づき、恵まれた自然や歴史、これまでに整備してきた施設等を活用しながら、市民の多様化するニーズに適切に対応しつつ、人口減少社会においても将来にわたり持続可能な「**(案)**」の実現をめざします。



## 3 人口フレームム

### (1) 全市の人口フレームム

全国的に本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来しており、本市においても人口の減少は避けられない状況ですが、平成 27 年 12 月に策定した「宍粟市人口ビジョン」では、「住む」「働く」「産み育てる」の機能を高めるとともに、「まちの魅力」をさらに磨き積極的に内外に発信し、交流人口の増加を図っていくなど、戦略的に対策を講じることにより、長期的な視点で人口減少に歯止めをかけ、一定規模の人口の持続的な定着をめざすこととしています。

人口ビジョンにおいては、40 年後の令和 42 年（2060 年）での人口ビジョンを 33,000 人と設定しており、令和 12 年（2030 年）は約 35,000 人と想定しています。本都市マスもそれに倣い、目標年次である令和 12 年の人口フレームムを約 35,000 人と設定します。

**宍粟市の人口フレームム（令和 12 年（2030 年）） 約 35,000 人**



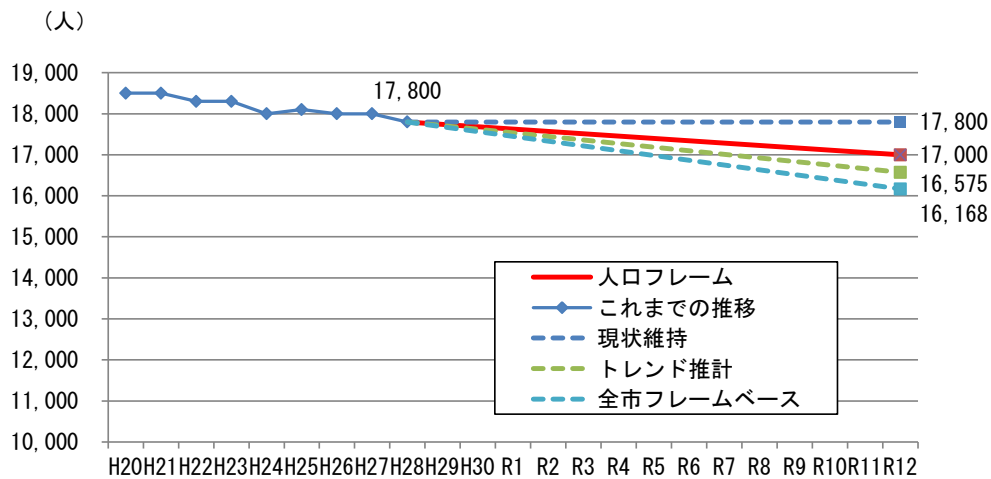
出典  
第2次宍粟市総合計画

## (2) 山崎都市計画区域の人口フレーム

山崎都市計画区域の人口は平成 28 年に 17,800 人で、平成 20 年から平成 28 年までの推移をもとにトレンド推計\*を行うと令和 12 年（2030 年）は 16,575 人となります。

山崎都市計画区域は総合計画で位置付けた「人口流出抑制の第 2 のダム」の役割（市外への人口流出を抑制する役割）を持つことから、都市計画区域外からの転入が見込まれ、全市の人口に占める都市計画区域の人口比率は現在より高くなるのが想定されます。このため、都市計画区域においても人口減少は避けられないものの、その傾向はこれまでよりゆるやかになることを見込み、現状維持の人口 17,800 人と令和 12 年（2030 年）のトレンド推計結果 16,575 人の間の 17,000 人を都市計画区域の人口フレームとして設定します。

### 山崎都市計画区域の人口フレーム（令和 12 年（2030 年））約 17,000 人



※トレンド推計は近似曲線（指数）により算出。全市フレームベースは、全市の人口フレーム（35,000 人）に、現在の全市人口に対する都市計画人口の比率をかけて算出したもの。

## 4 将来都市構造

将来都市像の実現に向けた将来都市構造を設定します。

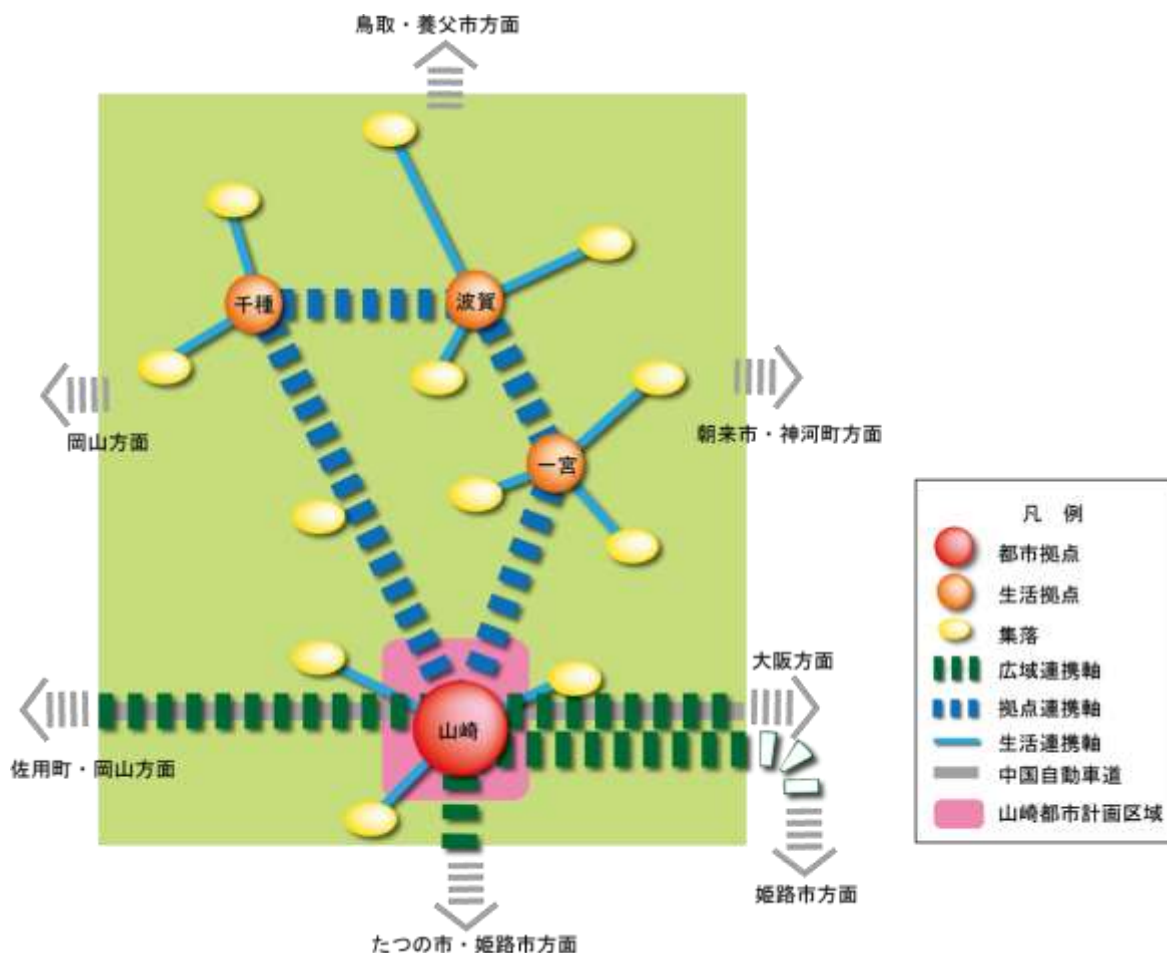
将来都市構造は、全市を対象範囲に都市機能の中心的役割を果たす拠点とそれらをつなぐ軸（交通ネットワーク）のあり方を示す「全市の都市構造」と、本都市マスの対象範囲において、拠点、軸とその地域にふさわしい土地利用の方向を示す「ゾーン」のあり方を示す「山崎都市計画区域における都市構造」を設定します。

### （１）全市の都市構造

総合計画においては、市内北部の市民生活に必要な施設・機能を集約する生活圏の拠点が人口流出抑制の第1のダム機能、大型店舗や総合病院などがある市役所周辺の「宍粟市の拠点」が人口流出抑制の第2のダム機能として設定されています。

全市の都市構造としては、第1のダム機能として一宮、波賀、千種の中心部を生活拠点、第2のダム機能として山崎の中心部を都市拠点として位置付けるとともに、市内外と拠点間、拠点と集落間を結ぶ交通連携軸を設定します。

全市の都市構造図



要素	形成方針
都市拠点	人口流出抑制の第2のダムとして、本市の中心的役割を果たす様々な都市機能が集積した拠点を形成します。これまでに整備してきた施設や都市基盤を活かしつつ、公共サービス、交通結節点、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などの都市機能が集積し、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
生活拠点	人口流出抑制の第1のダムとして、地域特性や住民ニーズに対応した公共サービス、生活サービス機能の充実を図るとともに、地域住民による文化・交流などの地域活動を支える拠点の充実を図ります。
集落	農地や山林を保全・活用しつつ、生活環境の改善等による持続可能な集落環境づくりをめざします。
広域連携軸	中国自動車道と国道29号、県道宍粟新宮線を広域連携軸と位置づけ、周辺市町等との連携強化を図ります。
拠点連携軸	都市拠点と生活拠点を結ぶ国道、県道については、市民の日常生活や様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。
生活連携軸	市民の日常生活にかかる移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。

## (2) 山崎都市計画区域における都市構造

先に定めた全市の都市構造を踏まえ山崎都市計画区域においては、「宍粟市の拠点」＝都市拠点の形成に向けて、都市計画区域内の拠点、連携軸に加え、おおまかな土地利用ゾーニングも含めた都市構造を設定します。

様々な都市機能が集積する中心市街地において都市機能集約と居住誘導を図りながら、交通ネットワークにより連携強化を図る形の都市構造をめざします。

山崎都市計画区域における都市構造図（案）



区分	要素	形成方針
拠点	都市拠点	人口流出抑制の第2のダムとして、本市の中心的役割を果たす様々な都市機能が集積した拠点を形成します。これまでに整備してきた施設や都市基盤を活かしつつ、公共サービス、交通結節点、文化・交流、医療・福祉、商業・業務などの都市機能が集積し、質の高い都市的サービスを提供する拠点の形成を図ります。
	商業拠点	山崎商店街及び咲ランドショッピングセンター周辺を商業拠点として位置付け、本市の広域的な商業拠点として、これまでに整備してきた施設、都市基盤を活かしつつ、にぎわいと活力の創出に向けた商業機能の充実を図ります。
	公共拠点	市役所周辺を公共拠点として位置付け、利便性の高い行政・公共サービス、交流、防災などの都市機能が集積した拠点の形成を図ります。
	交通拠点	山崎インター周辺を交通拠点として位置付け、本市の広域的な玄関口としての交通結節機能の充実を図ります。
	文化拠点	山崎城跡や山崎歴史民俗資料館、市立図書館、山崎文化会館周辺を文化拠点として位置付け、歴史的文化的資源等を活かした観光・文化を通じた交流や地域学習などを支える拠点としての機能の充実を図ります。
	産業拠点	山崎インター南側の市街地を産業拠点として位置付け、インター周辺という立地条件を活かした工業・流通などの産業機能の充実を図ります。
	医療拠点	新病院を本市における医療拠点として位置付け、新病院を中心とした医療機能の充実を図ります。
	緑の拠点	国見の森公園と最上山公園を緑の拠点として位置付け、それぞれの特性を活かしつつ、市民、観光客の憩いやレクリエーション、交流、環境学習など緑を活かした機能の充実を図ります。
軸	広域連携軸	中国自動車道と国道29号、県道宍粟新宮線を広域連携軸と位置づけ周辺市町等との連携強化を図ります。
	拠点連携軸	都市拠点と生活拠点を結ぶ国道、県道については、市民の日常生活や様々な都市活動における円滑な移動を支える連携軸として公共交通や道路整備の充実を図ります。
ゾーン	市街地ゾーン	用途地域指定がされているエリアを市街地ゾーンとして位置付け、公共サービス、産業、居住など様々な機能を有する良好な市街地の形成を図ります。
	田園共生・保全ゾーン	用途地域指定がされていないエリアの農地や集落を田園共生・保全ゾーンとして位置付け、農業生産の場として保全・活用を図りつつ、生活基盤の維持管理等を通じて良好で持続可能な集落環境の形成を図ります。
	森林保全・育成ゾーン	用途地域指定がされていないエリアの緑豊かな森林を森林保全・育成ゾーンとして位置付け、本市の貴重な自然環境として保全・育成するとともに、林業や交流、レクリエーションの場として活用します。



## 5 都市づくりの基本方針

先に定めた都市の将来像の実現に向けて、都市づくりの基本方針を次のように設定します。

### (1) 持続可能な都市づくり

宍粟市における「人口流出抑制の第2のダム」として機能するよう、地区の特性に応じた持続可能で良好な住環境・集落環境づくりなどにより、人口の転出抑制、誘引、定着につながる環境を整えるとともに、全ての人にとって便利で快適に暮らし続けられるまちづくりを進めます。

また、量的拡大から質的向上を重視する持続可能な社会の実現をめざし、緑豊かな自然との共生を図りつつ、環境負荷の少ない都市を構築していきます。

### (2) まちの活力を高める都市づくり

すべての市民を対象とした、行政、商業、交通ターミナルなどの都市機能の充実により、にぎわいと活力を創造する拠点としての市街地の形成を図ります。

既存の工場や商業店舗、森林、農地など市の活力を生み出す産業基盤の充実を図り、市の活力向上とまちのにぎわいづくりを進めます。

### (3) 豊かな自然や歴史・文化資源と調和した魅力的な都市づくり

緑豊かな森林や農地、城跡や社寺等の歴史的文化的資源など、宍粟市固有の様々な地域資源を活用した魅力的なまちづくりを進めます。

### (4) 利便性の高い交通網を構築する都市づくり

すべての市民が全市的な都市機能サービスを楽しむことができるよう、便利で快適な交通体系の構築を図ります。道路環境の充実や公共交通ネットワークの充実により、拠点間や市内外の連携強化に取り組めます。

### (5) まち全体の安全性を高める都市づくり

市民が安全で安心して都市生活を送れるように、様々な角度からまち全体の安全性を高めていきます。

### (6) ストック活用を重視した都市づくり

従来のように新たな都市基盤整備を展開していくのではなく、既存の都市基盤の適切な維持・更新を図るストック活用を重視した都市づくりを進めます。

### (7) 市民と事業者・行政の協働による都市づくり

市民と事業者、行政がそれぞれの役割を果たしつつ、協働による都市づくりに取り組めます。